みんなで夏の節電 できることから始めよう

市は、省エネルギーおよび地球温暖化対策として、7月～9月に市役所本庁舎で電力使用量の13%削減（平成22年比）を目標に、空調温度の適温設定（室内温度28度）、クールビズ（ポロシャツ着用等）の実施など節電に取り組みます。

■今日から実践！ 家庭で節電

家庭でできる節電の取り組みを紹介します。皆さんのご協力をお願いします。ただし、節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにしましょう。

《家庭でできる節電の取り組み》
①エアコンの温度は28度を目安に設定
②不必要な照明は消す
③長時間使わないコンセントは抜く
④冷蔵庫は詰めすぎず、扉の開閉は最小限に
⑤電気ポットや炊飯器の保温は最小限に

■エコ・コンテスト開催

市民の皆さんの節電への取り組みを推進するため、「エコ・コンテスト」を実施します。前年同月分と比較して電気使用量を削減した世帯が対象です。詳しくはお問い合わせを。

問 **環境・エネルギー推進課（0798・35・3818）**

公文書公開・自己情報開示 利用状況まとまる

市は、平成26年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました。両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報を本人が見たり訂正したりすることができるものです。

両制度に伴う請求件数の合計は1457件（前年度1247件）でした。

市のホームページ（市政情報→情報の公開）に両制度の年度別利用状況を掲載しています。

問 **情報公開課（0798・35・3774）**

危険！！屋内でスプレー缶のガス抜き

夏によく利用される冷却スプレーや制汗スプレー。これらのスプレー缶のほとんどは、可燃性ガスが使われている火気厳禁の製品です。

スプレー缶のガス抜きを台所のシンク内でしたところ、ガスコンロの火に引火するといった火災が市内でも発生しています。

スプレー缶のガス抜きを行う際は、火気が近くにない屋外の風通しの良い場所で行うなどの注意が必要です。また、ガス抜き後もまだガスが滞留している恐れがあるので、すぐに火を使うのはやめましょう。

火災を未然に防ぐため、スプレー缶を使用する際は、缶に記載されている注意書きを必ず読み、正しく使用しましょう。

問 **消防局予防課・警防課（0798・26・0119）**

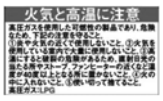
火気と高温に注意
高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険ならば、下記の注意を守ること。
①高や火気のあるところで使用しないこと。②火気を使用している室内で、室に使用しないこと。③高温にする場所の高温がみたらの、高射日光や、あたる所やストーブ、ファンヒーターのあるところ温度が40度以上となる所に置かないこと。④火の中に入れないこと。②使い切って捨てること。
高圧ガス(LPG)

市営住宅の入居者募集

申込は7月1日～10日

市は、普通市営住宅などの入居者を募集します。今回の募集は計40戸。申込資格など詳しくは7月1日から配布する申込案内書をご覧ください。

【申込案内書の配布場所】西宮市営住宅北部・南部管理センター（六湛寺町9－8）、西宮市営住宅中部管理センター（市役所南館1階）、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生活文化会館

【申込】申込案内書に添付している申込書（1世帯1通）を7月10日（消印有効）までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込無効

※次回の募集は9月の予定

住宅の種類	団地名等
普通市営住宅	計31戸▷高須町１丁目(うちシルバー住宅１戸)、西宮浜４丁目(うちシルバー住宅１戸）、獅子ケ口町、老松町、一ケ谷町、六軒町、神原、広田町、名次町、東町１・2丁目、東鳴尾町1丁目、上田東町、甲子園口6丁目、上ケ原四・七・八・九・十番町、樋ノ口町2丁目、田近野町、東山台1丁目、津門宝津町
改良住宅等	計8戸▷森下町26・28号棟、神明2号館、中殿町6号棟、中須佐町8号棟、津田町10号棟
特定公共賃貸住宅	１戸▷両度町

問 **市営住宅北部管理センター（0798・35・5028）**

優良事業所顕彰　応募事業所を募集

受賞者は市が技術をPR！

市は、優れた技術力や研究開発力、技術の応用力のある事業所を表彰する「西宮市優良事業所顕彰」への応募事業所を募集しています。顕彰数は5事業所以内。

対象は市内に本社をもつ中小企業です。詳しくは市のホームページ（事業者向け情報→産業振興→顕彰・表彰制度）をご覧ください。

なお、受賞事業所については、表彰式を行うほか、市のホームページなどで広くPRを行います。

【応募方法】所定の応募用紙を7月31日までに産業振興課（市役所東館7階）へ持参か郵送（必着）を。西宮市産業振興審議会ものづくり部会の審査により決定

※応募用紙は同課、西宮商工会議所で配布しているほか、市のホームページからもダウンロード可。なお、応募には同会議所や市内業種団体、他会社（市外可）による推薦書の添付が必要

問 **産業振興課（0798・35・3169）**

教育委員会からのお知らせ

▶▶▶小・中学校就学奨励金◀◀◀

市立小・中学校および県立芦屋国際中等教育学校の就学奨励金（平成27年度分）の申請を受け付けています。

対象は経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者です。

申請月からの支給になりますので、申請がまだの人は早めに学校を通じて手続きしてください。

詳しくは各学校にある申請書または市のホームページ（くらしの情報→教育→奨学金・保護者への助成）をご覧ください。

問 **学事課（0798・35・3851）**

▶▶▶在日外国人学校就学補助金◀◀◀

在日外国人学校就学補助金の申請を７月１日～９月30日に学事課で受け付けます。

【補助金額】年額8万5000円

【対象】平成27年７月１日現在、在日外国人学校に在学している12年（2000年）４月２日～21年（2009年）４月１日に出生した在日外国人児童・生徒がいる市内在住の保護者。ただし、26年中の同一生計の家族の総所得金額の合算額が、家族数に応じた基準所得以下の場合に限る

※基準所得… 2人家族408万6000円、3人家族497万4000円、４人家族573万8000円、5人家族709万8000円など

問 **学事課（0798・35・3817）**

▼▼▼高校・大学の奨学生募集▲▲▲

平成27年度の高校、大学の奨学生を募集します。申込は所定の願書を６月25日～７月31日に学事課（教育委員会庁舎１階）へ。

願書は同課で配布するほか、市のホームページ（くらしの情報→教育→奨学金・保護者への助成）からダウンロードできます。

❖高校奨学生

【対象】高校、高等専門学校（１年～３年）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、朝鮮高級学校に在学し、保護者が市内在住の人。所得制限あり

【給付額】下表参照

❖大学奨学生

【対象】高等専門学校（４・５年）、短期大学、大学、大学院に在学し、保護者が市内在住の人。所得制限あり

【貸付額】国公立は月額１万円、私立は月額１万4000円。卒業後10年間で、半年ごとの均等返還。無利子

問 **学事課（0798・35・3817）**

●高校奨学生の選考基準・給付額

在籍校	所得区分		給付月額 ※返還不要 1・2年生	給付月額 ※返還不要 3年生以上
国公立	①生活保護世帯		対象外	対象外
国公立	②市民税所得割非課税世帯	第１子	2400円	5500円
国公立	②市民税所得割非課税世帯	第２子以降（注）	対象外	5500円
国公立	③基準所得以下の世帯（①・②を除く）		5500円	5500円
私立	①生活保護世帯		対象外	5500円
私立	②市民税所得割非課税世帯	第１子	7700円	1万1000円
私立	②市民税所得割非課税世帯	第２子以降（注）	対象外	1万1000円
私立	③基準所得以下の世帯（①・②を除く）		1万1000円	1万1000円

（注）平成27年度市民税所得割が非課税の世帯で、保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいる第2子以降